

1 昭和36年2月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第8号

毎週火、金曜日発行(但休日は翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

監査公告

東部県税事務所等の定期監査の結果公表

目次

監査公告

鳥取県監査公告第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年二月十日

鳥取県監査委員

松本利治

同荻原治郎

井上善一

監査箇所

戸田俊巳

昭和三十五年八月十九日

東部県税事務所

同同同同同同同同同同

中部

同同同同同同同同同同

西部

同同同同同同同同同同

農政課

六月二十三日

農業改良課

十一日

畜産課

六月二十一日

森林課

十八日

蚕糸課

二十六日

水産課

二十七日

農地開拓課

二十八日

耕地課

二十九日

商工課

三十日

地下資源開発局

二十六日

中海日野川総合開発調査局

同

十一月一日

十四日

二十日

十五日

二十一日

二十一日

二十一日

事務所別	現年度分	過年度分	滞納繰越	計
東部	二八一、五九六 千円	三三、〇六三 千円	一五、四五八 千円	三二九、一一七 千円
中部	一〇九、二九八	六、七三八	五、二八八	一二一、三三四
西部	二四四、七三三	二九、四〇九	一四、三二一	二八八、四六三
計	六三五、六二七	五八、二一〇	三五、〇六七	七二八、九〇四

で、前年度に比較し東部二千三百余万円、中部一千四百余万円、西部三千九百余万円それぞれ増加し総額において七千七百余万円の増加を示している。

これを内容別みると法人県民税、法人事業税、遊興飲食税、固定資産税、軽油引取税、自動車税等一億二千百余万円が経済事情の好転、税法改正及び自然増等により増加したのに反し、個人県民税、個人事業税、

不動産取得税等四千五百余万円が税法改正、自然減等により減少している。

(2) 徴収状況について

昭和三十四年度における各所別徴収状況は、

監査箇所 執行年月日 監査委員
東部県税事務所 昭和三十五年八月十九日 松本 利治
荻原 治郎

中部県税事務所 同 十一日 松本 利治
西部県税事務所 同 六月二十三日 松本 利治
荻原 治郎

井上 善一
荻原 治郎

戸田 俊己

井上 善一

戸田 俊己

井上 善一

戸田 俊己

昭和三十四年度にかかる各県税事務所の定期監査は、税法の一部改正並びに経済界の動向等による自主財源の推移、賦課徴収の適正執行、とくに、課税の公平適正化、自主納税による民主的徵税方式の確立推進等につき慎重実施した。その結果、各所とも不正、不当と見られるものは認められず自主財源の確保等税務行政の推進に努力しているものと認めた。

しかしながら昭和三十五年一月国税徴収法の改正もあり個々にわたつて内容をみると、税法運用或は事務処理等につき考究改善すべき事項がすくなくないので、さらには運営の合理化と適正化に一層の努力を望む。また、これが推進に当たり県は賦課徴収事務の查察指導の徹底を期されたい。

一 賦課徴収について

(1) 課税状況について

昭和三十四年度各所の課税状況は

なお、賦課徴収の概況その他共通事項は次の通りである。

事務所別	現年度別	現年度分		徴収率	過年度分	徴収率	滞納繰越分	徴収率
		年度	件数					
東部	三四	二七、六三	千円	九・五%	三、五四	千円	六・一五	千円
中部	三三	三六、三五	千円	九・一%	二、五〇	千円	七・三〇	千円
西部	三四	一〇、一五	千円	八・九%	一、七五	千円	五・五%	千円
計	三三	九、〇一	千円	八・一%	一、七五	千円	七・三〇	千円
東部	三三	一六、一五	千円	九・七%	二、五〇	千円	七・三〇	千円
中部	三四	一〇、一五	千円	八・九%	一、七五	千円	五・五%	千円
西部	三四	三六、三五	千円	九・一%	二、五〇	千円	七・三〇	千円
計	三三	九、〇一	千円	八・一%	一、七五	千円	七・三〇	千円
東部	三三	一六、一五	千円	九・七%	二、五〇	千円	七・三〇	千円
中部	三四	一〇、一五	千円	八・九%	一、七五	千円	五・五%	千円
西部	三四	三六、三五	千円	九・一%	二、五〇	千円	七・三〇	千円
計	三三	九、〇一	千円	八・一%	一、七五	千円	七・三〇	千円

出の義務履行等納税秩序の確立に努力すべきである。

なお、小料理店、飲食店の課税標準の適正化及び勧奨による修正申告分に対する過少申告加算金の微否で、調定額に対する収入率は九五、四二%で前年度に比較し、一、四四%上昇し八三、五二五千余円增收している。これを内容別みると現年度分七九、二二九千余円、過年度分七、三二〇千余円それぞれ増加し、反面滞納繰越分三、〇二四千余円減少している。さらに、これを各所別みると、東部二六、一九一千余円、中部一五、二七二千余円、西部四二、〇六二千余円を

で、現年度分は至つて低率にしてこれが上昇をはかるべきであり、また、承継取得についても鳥取市分を除き二ヶ月毎に課税対象の調査を行ない課税しているが、市分は件数も相当まとまるところではあり毎月課税に努められたい。

なほ、早期課税のいろいろとなつて市町村長の通知義務の履行、職員の増員、機動力の増強等にも配慮し業務の円滑処理に努められたい。

自動車税の賦課については、陸運事務所の登録を基礎に課税しているが、課税客体がないもので、廃車申告抹消のため課税保出しているものが九二台(東部一五、中部一七、西部六〇)ある。これらについては陸運事務所において実態確認のうえ職権抹消方を強力に要請すべきである。

について検討を要する。

不動産取得税については課税事務の早期処理に着効善処すべき点が見受けられる。すなわち原始取得現過年度課税比率は

(1) 遊興飲食税は課税客体の補促に努力し調査方法の合理化、とくに、実額調査、直接間接調査の併用、権衡査案等により課税の適正化につとめているが、とくに、実額調査を重点的に実施するほか、調査業種の拡大、業者の啓蒙、調査の早期実施と申告書提

所別		調定額	収入額	率
東	西			
中	合	計		
一五、四五八	一五、二八八	一五、四五八	六、一〇五	六・一〇%
一四、三二二	一三、五九五	一四、三二二	六、〇九二	六・〇九%
三五、〇六八	三五、〇六八	三五、〇六八	一、三九八	一・三九八%
五、二八八	五、二八八	五、二八八	六、一〇五	六・一〇%
一、三九八	一、三九八	一、三九八	一、三九八	一・三九八%
四二・五	四二・五	四二・五	四二・五	四二・五%
三八・八	三八・八	三八・八	三八・八	三八・八%
四三・六	四三・六	四三・六	四三・六	四三・六%

四 潜納繰越分の整理状況は

遊興飲食税		自動車税		鉱石税		固定資産税		目的的軽油引取税		旧法による税	
遊興飲食税	利用税	自動車税	税	鉱石税	税	固定資産税	税	目的的軽油引取税	税	旧法による税	税
一〇七・四四	一一〇・四〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇						
二八・〇九	二九・六六	二九・六六	二九・六六	二九・六六							
一、三九八	一、三九八	一、三九八	一、三九八								
六、一〇五	六、一〇五	六、一〇五	六、一〇五								
一、三九八	一、三九八	一、三九八	一、三九八								
四二・五	四二・五	四二・五	四二・五								
三八・八	三八・八	三八・八	三八・八								
四三・六	四三・六	四三・六	四三・六								

三 県税目別納期内及び納期限後の收入状況は次表のとおりで、納期内收納率は四四・八%で前年度に比較し伸びているが、個々にこれをみると、遊興飲食税（三三・八%）個人事業税（三八%）自動車税（二九・一%）は低調で、なかでも個人県民税は六・二%の低率である。

区分	調定額	納期内及び納期限後收入状況表		収入計
		金額	納期内納入	
普通税	金額	金額	納期内納入	金額
県民税	金額	金額	納期内納入	金額
法人税	金額	金額	納期内納入	金額
個人事業税	金額	金額	納期内納入	金額
不動産取得税	金額	金額	納期内納入	金額
個人賦課税	金額	金額	納期内納入	金額
個人県民税	金額	金額	納期内納入	金額
自動車税	金額	金額	納期内納入	金額
遊興飲食税	金額	金額	納期内納入	金額
固定資産税	金額	金額	納期内納入	金額
目的的軽油引取税	金額	金額	納期内納入	金額
旧法による税	金額	金額	納期内納入	金額

さらに、納稅者の啓蒙と徵稅の合理化、とくに、自主納稅体制の確立強化等につき、考究善處の要がある。なお、納稅貯蓄組合による納付率は県税総額に対しても一三・四%であつて組合の設置、または拡大について努力の余地がある。

であつて、各所とも早期整理に努力しているが収入率は前年度より低下なお、大口滞納者が解消されていなので、さらにこれが徵收確保につき努力の要がある。

また、分納の方法によるものに対しても完全履行せしむべきである。

五 個人県民税(市町村長が賦課徵收しているもの)の調定収入状況は、

区 分	東 部	中 部	西 部	合 計	現 年 度 分 調 定 額	滯 納 繰 越 分 調 定 額	期 限 後 収 納 額	不 納 欠 損 額
					三二、八七一 千円	六、三七九	二九、二五〇	四、〇六三
現 年 度 分					一一、〇八五 千円	一、七〇七	一〇、五二六	四八一
西 部					二六、二三四 千円	四、九六〇	一〇、七〇三	八七
計					七三、二三六	三一、一九四	二六、七九〇	五六、二二七
東 部					六〇、一九〇 千円	四、六三一	一一、〇〇七	六〇、八五八
中 部					一三、〇四六	七三、二三六	二〇	一二、三五八
西 部					四、六三一	四、四〇四	二〇	
計					五六、二二七	八、七六五	八二・一	
不 納 欠 損 額					八六・〇 千円	八五・八 千円	八一・八	八三・〇 千円
不 納 欠 損 額					一一、〇八五 千円	一一、〇八五 千円	一一、〇八五 千円	一一、〇八五 千円
不 納 欠 損 額					一一、〇八五 千円	一一、〇八五 千円	一一、〇八五 千円	一一、〇八五 千円

であつてその収入率は八三・〇%で前年度より一・二%上昇しているが、他の税目に比較し低率で、なかで

も東部佐治村、智頭町は低調である。これら滞納額の徴収整理には県の強制執行は不可態で苦慮しているが、市町村との共同体制を強化し、積極的徴収確保について指導の要がある。

六 昭和三十五年五月三十一日現在における滞納処分執行停止額は

東 部	七九四件	二、五九二	三一〇円
中 部	一四五	四八五	五八八
西 部	九五四	三、一三五	五二三
計	一、八九三	六、二一三	四二一

であるが、調査後相当期間経過して停止しているもの、停止後の実態はあくに徹底を欠いているものがあつたので慎重を期されたい。

七 賦課徵收事務処理については、昭和三十五年五月総務課に管理係を新設、陣容の強化と運営の合理化を期するほか、徵收簿のカード式採用によつて事務能率の改善合理化がはかられているが、差押財産処分等につき担当の係が各所区々であるので統一する要がある。

八 県税賦課調定並びに收入済額等は次表のとおりである。

区 分	所 别	昭 和 三 三 年 度			昭 和 三 一 年 度	昭 和 三 二 年 度	昭 和 三 三 年 度	昭 和 三 四 年 度
		東 部	中 部	西 部				
現 年 度 分		二二、七七一 千円	一四、〇一 千円	一九、二三六 千円	四三、九〇一 千円	一〇、三五〇 千円	三五、二一六 千円	二五、一三一 千円
西 部		二二、七七一 千円	一四、〇一 千円	一九、二三六 千円	四三、九〇一 千円	一〇、三五〇 千円	三五、二一六 千円	二五、一三一 千円
計		二二、七七一 千円	一四、〇一 千円	一九、二三六 千円	四三、九〇一 千円	一〇、三五〇 千円	三五、二一六 千円	二五、一三一 千円
東 部		二二、七七一 千円	一四、〇一 千円	一九、二三六 千円	四三、九〇一 千円	一〇、三五〇 千円	三五、二一六 千円	二五、一三一 千円
中 部		二二、七七一 千円	一四、〇一 千円	一九、二三六 千円	四三、九〇一 千円	一〇、三五〇 千円	三五、二一六 千円	二五、一三一 千円
西 部		二二、七七一 千円	一四、〇一 千円	一九、二三六 千円	四三、九〇一 千円	一〇、三五〇 千円	三五、二一六 千円	二五、一三一 千円

であるが、調査後相当期間経過して停止しているもの、

停止後の実態はあくに徹底を欠いているものがあつたので慎重を期されたい。

七 賦課徵收事務処理については、昭和三十五年五月総務課に管理係を新設、陣容の強化と運営の合理化を期するほか、徵收簿のカード式採用によつて事務能率の改善合理化がはかられているが、差押財産処分等につき担当の係が各所区々であるので統一する要がある。

八 県税賦課調定並びに收入済額等は次表のとおりである。

主要稅目別徵收狀況調查

税目別		昭和三三年度		昭和三四年度		昭和三四年度		差引増減度	
個人県民税		三二、〇〇三千円		三九、二五八千円		七、二五五千円		七、三一九	
法人事業税		七八、五三三		六〇、八五七		△		△	
個人事業税		一八六、〇九七		三三四、六七二		△		△	
不動産取得税		八五、九〇三		三三三、三三八		△		△	
自動車税		一八二、七二一		三八、五七五		△		△	
遊興飲食税		六四、三三〇		七三、二三五		△		△	
調定		七八、五三三		六〇、八五七		△		△	
収入定		一〇一、六九〇		三九、二九七		△		△	
四九、四七八		四六、七一九		五二、六六六		△		△	
五四、九七二		五四、九七二		△		△		△	
五、四九四		五、九四七		五、七七六		△		△	
一六、三一九		一六、三一九		五、六三五		△		△	

農政課 昭和三十五年十月二十一日監査
監査委員 松本利治 同荻原治郎
新農村建設事業は本年度新に九農林漁業振興地域の
本指定と八地域の予備指定を終り、予定どおり三十五
年度には県下全市町村区域を対象に五九地域の指定を
完了する運びとなつてゐる。

固定資產税	軽油引取税	取入	九四、五九四	一一〇、五三七	一五、九四三
調定	調定	取入	一九、九六五	三七、五八八	一七、六二三
收	收	收	一九、九六五	三七、五八八	一七、六二三
四七、九四六	四八、〇三九	八四、六八九	三六、六五〇	三六、六五〇	三六、六五〇

九 経理出納その他事務処理は概ね適切と認められたが、なお次の点留意されたい。

1 過誤納金の早期還付に配意されたい。（西部県税）

2 過誤納金の還付加算金支出決定に当たり期間算出の基礎において相違していたものが、自動車税一一件（二千円）、法人事業税等一九件（一万余円）あつたので、早期に処理されたい。（東部県税）

3 遊興飲食税において追加修正分等調定がいちじるしく遅延しているものがあるので早期処理につとめられたい。（東部県税）

○万円を繰替金制度によつて支出しているが、資金の恒久化を図つて不振組合の早期解消、組合組織強化に一段の配慮が必要である。

四 農業改良資金関係業務は三十五年度から当課で所管され農林金融事務の一元化を期せられたことは結構である。しかしこの資金は制度の普及と認識の徹底によつて年々資金需要が増え事務量も増加し、反面その管理制度は僅か担当職員が一名である。資金管理に万全の事務体制確立の必要がある。

なお、本年度は技術導入資金の新規造成はなされていなかつたが、資金の需要にかんがみ資金の拡大造成につき検討の要がある。

農業改良課 昭和三十五年十月十八日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 農業改良普及事業の推進状況は一二八名の普及員を県下二十一普及所に配置し、現地活動に当らしめている

業は概ね計画どおりで順調に進んでいる。

特にこの特別助成事業は振興計画の総事業分量からみると極めて僅少で大部分は一般助成と自力関係があるので主体をなしてるので計画推進に当つては一般助成

事業と更には新市町村建設事業等その相互間の調整を図つて総合性を確実に保持して行くことが必要である。

二 また既に特別助成期間が完了した一部の地域に対し実態調査を完了していたがこれらの結果は今後の施策

面に反映されるよう配意が望まれる。

三 農業協同組合の振興対策について次の点注意検討されたい。

1 農業協同組合に対する指導組織体制は現在国庫負担職員七名と、県費職員六名で主として常例検査、合併促進、その他組合組織調査を担当しているが、これらの検査担当職員は特に専門的知識を要するので、職務の格付、配置替等につき充分考慮の要があ

2 常例検査の実施状況は単位農協七七組合、特殊組合五、組合その他部分検査二七組合を実施するほか

連合会の本省検査に協力検査を実施しているが、他面これらに要した検査旅費は五三八、〇〇〇円(国庫三分の一)で、その他単県費で九九、〇〇〇円あるが、これはプロック会議その他職員研修旅費等で充當され検査後の爾後指導に要する活動費は皆無であり、しかも全農協一回の常例検査も不可能の状態である。

3 本年度単県費で中央会に対し九〇〇、〇〇〇円の補助金を交付しているが、これには農協経営基盤強化費その他不振組合刷新費等、數項目に分ち交付条件が附されている。中でも組合検査費一〇〇、〇〇〇円、農協青年部及び農協婦人団体協議会に対する二〇〇、〇〇〇円も含まれているがこれらの効果確認と、活動促進の徹底については一層配意が必要である。

4 農業信用基金協会に対する基金造成資金一、五〇

がこの活動実績は前年度と余り大差はない、大体所内の活動二〇、所外活動六六その他一四の割合となつてゐる。技術普及の進展に伴つて全普及員の特技化を図るとともに、さらに内部事情の軽減、機動力の整備、活動経費の増額措置及び本課勤務普及員の一線配置等が望まれるので善処されたい。

二 県下二一普及所に対する運営費は僅か一普及所一〇万円程度で、電話料その他運営経費にも事欠き、更にまた普及員自身の活動旅費等の支給状況をみても日額旅費は月平均十日分程度であつて、実情より相当かけ離れて支給されている。根本的には国的基本単価が低いことに加えて県の裏付が法定額だけに止つてゐるで、勢い義務的経費の不足額は地元協議会へ依存している実情である。これら実態調査の上適切なる措置を講すべきである。

三 各事業費目中には可成りの事業委託と補助があるがこの事業委託に伴う現地指導は経費その他の面で徹底を期し難いものがあり、また、委託事業が数ヶ所に纏

分化されるため交付額も少額となつてるので事業効果の再確認と指導の徹底につき留意されたい。

四 特產物振興対策事業費のうち二十世紀梨の市況調査及び販路拡張、出荷調整委託、出荷に伴う簡易荷造(ダンボール)試験の経費二十四万余円と青果物統制出荷、撰果規格の統一指導等九万余円あるが、果樹及び青果物については生産、販売の共同化の推進と低利、長期融資のあつ旋、さらに共同撰果の普及と撰果単位

長期融資のあつ旋、さらに共同撰果の普及と撰果単位

稻 實 計 畫 面積 ヘクタール	種子確保量 キログラム	稻 實 計 畫 面積 ヘクタール	
		稻 實 計 畫 面積 ヘクタール	稻 實 計 畫 面積 ヘクタール
八八、四	一八九、二〇〇	八八、四	一五二、五九三
六五〇	九二、八〇〇	九三、一八六	一、八五〇
四、七六五	一、八六一	一三、〇〇〇	一四・七
一、八五〇	一、八五〇	一四・三	一四・七

であつて県関係以外の独自で更新せられるものを見込んでも県が計画している三ヶ年更新に対し更新率は低調である。種子の残量に対する補償率引上(現在割補償)を国に要請するの外生産体制及び関係団体の協

規模の拡大、団体職員の市場駐在制の確立、並びに加工面の振興等速かに実施を望まれる諸問題があるので検討し、重点的に実現を期すべきである。

なお、本費目は事業の実態からして農林工業振興対策事業(国庫事業)と科目統合し一連した振興策を講ずることが妥当である。

五 本年度における種子更新状況は

種子更新面積 ヘクタール	作付総面積 ヘクタール	種子更新率
五、八五〇	三三、四三〇	一四・七
四、七六五	一、八六一	一四・三
一、八五〇	一三、〇〇〇	一四・七
一、八五〇	一四・三	一四・七

力体制の強化と、一般農家への啓蒙指導について一層努力を要する。

なお、農業試験場の監査で指摘しているごとく麦原種の委託契約に基づく生産並びに計画配布、代金支払

方式等につき検討すべきものがある。

畜産課 昭和三十五年十月二十日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一大山集約酪農建設事業は既に事業着手以来五ヶ年を

経過しその間種々余曲折があつたけれども地元関係団体と有機的連携によつて乳牛の計画導入、草地改良、その他經營の合理化等概ね所期の成果を收めてい

る。しかしこのうち草地改良実績は当初計画よりはるかに下廻つたため酪農振興計画に再検討が加えられ、

ささらに第二次計画として三十五年度から三ヶ年計画を樹立し、引き続き推進されている。

二 この草地改良が計画を下廻つたことは〔草地地帯対象に乳牛導入計画〕が策定されたが結果的には水田へ烟一地帯に導入されたこと。(〔計画された草地改

良地区が利用に不便であつたこと。〔部落構造と資金融通の問題等が主因となつていてが他畜産諸施策

遂行に当つての調整に円滑が期されなかつたことも見逃せない。

したがつて第二次計画推進に当つては国の諸施策と相俟つて資金の導入確保、国有貸付牛の重点配分等、総合的調整を図つて計画の完遂に一層配意すべきである。

三 また、県有トラクターによる草地改良の作業能率の向上については種々検討されているが根本的には現行の本府主務課の直接担当の問題、その他機械操縦職員の身分の安定化等先づ解決しなければ運営は困難と認められるので、この点特に検討考慮すべきである。

四 有畜農創設特別措置法に基づき農林中金及び県信連等より融資をうけ本年度において乳牛五〇〇頭、和牛二九七頭、綿羊二〇頭を導入し、これが資金に対す

る利子の一部(三十二年度以降の負担率二・五%)として二、四三一、七八四円の利子補助金(全額国庫補助)を交付しているが、本年度末現在無畜農家数はなお

五、九九一戸となつていて実状にかんがみ国庫補助金

の確保に努め、これが早期解消につき一層の努力を望む。

五 本年度における種畜導入事業は一、五七七千円(予算額二、七四九千円)をもつて和牛四頭、綿羊一頭、豚三頭、鶏二五羽を購入し、このうち和牛一頭を県種畜場に払い出するほかは畜産団体或は民間業者にそれぞれ貸与している。

一百十余万円を不執行としているのは畜連等受益者による負担金が予定通り入らなかつたためである。これら購入種畜は本年度より直接民間業者に貸付けすることとなつてゐるが受益者の財源裏付確保に努め、また貸付け後における飼育管理指導の徹底を期されたい。

蚕 組 課 昭和三十五年十月二十七日監査
監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一本年度より二ヶ年継続の新規事業(国庫補助二分の

であるから相互納得の行く調整に一段の考慮が必要である。

また、検定供用繭抽出業務は従来より合理化されてきているが立会旅費に不足を生じ実費弁償がなされていない。供用繭の適正抽出の面から検討の要がある。

四 県下六蚕業指導所に配置されている蚕業技術普及員、六六名に対する身分、監督等人事管理の面から検討考慮が必要である。

一 森林組合育成指導について種々検討が加えられてゐるが、これら施策遂行に当つてはさらに次の点配意されたい。

1 組合振興対策費一〇九、八〇〇円(国庫助成二分の二)で長期駐在指導組合(六ヶ月)一組合と、特別指導対象組合六組合に対し組合再建指導を行なつ

一) として年間桑育指導地区を県下三ヶ所に指定し養蚕経営の合理化に対する現地試験を実施しているが、これが適確なる試験結果に基づき技術指導と、末端普及の徹底に一層の努力を望む。

二) 桑園整理事業は前年度に引き続き國の割当面積四〇一、一四ヘクタール(三十三、三十四兩年度分)に対し三五一、二〇九ヘクタールを減反した。本事業は国の都合等により本年度をもつて打切りとなつてゐる。県下桑園面積一、四八二、九〇ヘクタールのうち老朽桑園或いは萎縮病等のため改植(換地改植も含む。)を要するものが二六〇ヘクタール見込まれており、三十五年度より三ヶ年計画をもつて更新する予定であつたが、桑苗はその需要の七割を県外より移入に依存しており、不良苗が多いため活着率が著しく低率である。桑苗の計画的県内生産奨励と、移入桑苗の厳選、改植技術の指導につき一層努力を要する。

三) 産繭処理の調整指導については従来から配意されており、不良苗が多いため活着率が著しく低率であつて一部業者にあつて不満の声もあつたよう

てゐるが、この経費の大部分は駐在指導員の人物費に充てられ、特別指導対象組合に対する指導、その他一般的組合組織整備強化に要する経費は不充分と認められるので予算的考慮の上積極的活動せしめる必要がある。

2 組合の組織整備強化については合併指導を積極的に推進し、東部地区五組合のうち二組合は既に合併完了し、残り三組合は合併予備契約書の交換を完了していたことは結構であるが更に他地区の合併促進について努力を望む。

3 施設森林組合(五六組合)に対する常例検査は、検査費一三八、〇〇〇(国庫二分の一)をもつて五五組合実施してゐたが、検査後の指摘事項に対する管理指導は現地機関をして更に徹底せしめるよう配慮が必要である。

4 組合役職員に対する研修を実施し成果を挙げていだが、更に研修内容の充実、分科研修、その他地区別研修等に工夫を講じ、より効果的実施が望まし

い。

は更に考慮されたい。

5 県森連等系統機関に対する業務の調整及び指導強化については更に徹底を期し、系統内における自

主的経営指導の機能向上と、その助長策につき適切なる措置を講すべきである。

二 森林組合振興三ヶ年計画は一応本年度をもつて終了し、引き続き三十五年度から第二次計画が策定されて

いるがこの計画の推進母体を県から系統機関に移し、直接県森連をして担当せしめているようである。県は

第一次計画の推進結果にかんがみこの面への助長策につき特に配意が望まれる。

三 林業技術普及事業については現地機関の監査にも指摘しているようにその効果測定は困難であるが改良指導員の活動実績は普及指導事務と、普及指導以外の業務が逐年増加している実状にかんがみ極力内務事務簡素合理化を図つて現地活動を容易ならしめるよう検討考慮が必要である。

また、機動力の増強、普及器材の充実整備について

四 県有林ぶ育管理状況は

区分	面積	金額
補植	ヘクタール	円
下刈	一七六、六七	八二一、〇〇九
植樹	二七、九〇	八六二、二六五
つる切	九三三、三五	五九四、〇九一
除伐	一一二、六二	五六一、〇〇三
枝打	三〇、〇〇	三五九、七〇五
その他	六九五、五九六	五二、二三一
計	九、三九七、七〇〇	

であつて逐年ぶ育管理に努めていることは認められるが、現地機関の監査で指摘したとおり改植の遅れる地区、除伐、つる切り等が不充分なため成長を阻害しているものがあつたので、作業の徹底と更に管理費の増額措置につき考究善処の要がある。

また、県行造林に伴う契約とい結及び地上権設定等早期推進を要するものがある。

五 県営苗はにおける本年度得苗本数は一〇、三四四、二七七本で、前年度より七六万余本減少している。このうち県使用本数は一、四八二、三七七本で、払下分は八、八六一、九〇〇本でこの処分代金四、八七八、二九八円である。また、山行苗の生産本数一、二二三、五五九本（ほかに八四九、九六六本を翌年度繰越）での代金三、六五五、三一〇円を含め八五三三、六〇八円の生産収入を挙げ、概ね独立採算で運営している。

逐年森林組合等自家養苗は伸びているが、その自給率は需要数に対し六四%程度となつてるので、更に育苗技術の指導強化と計画的生産指導奨励につき努力されたい。

なお、県苗はにおける幼苗、山行苗及び肥料等の出納状況は更に適確に記録整備すべきである。

六 木炭の生産減に伴い逐年検査員の縮減その他によって收支運営を図つてきているがその反面、検査員の担当区域は拡大し、検査の円滑が期し難い状況になつて

いる。従つて検査手数料による独立採算性は困難となり一般財源の補てんは累増している現状にかんがみ現行の県営検査制度に改革を加え、検査の円滑化を期する要があると考えられるので検討を望む。

七 治山及び林道開設事業は引続き早期着工に配意され良くなつてきたことは結構である。また、治山、林道等施設災害については計画どおり復旧をみているが本年度国が新たに措置した特殊緊急治山事業は国の財政事情等の関係もあつて、初年度における復旧進度は余り良くないので、事業費確保につき強く国に要請し荒廃林地の早期復旧に努力されたい。

八 林道開発事業費に対する県費一割補助は本年度から予算措置されたが、県内には国の現行補助制度では着手困難な小規模団地が多く、未開発のままとなつてるのでこれらの開設助成措置について財政的考慮が望まれる。

水産課 昭和三十五年十月十四日監査

監査委員 松本利治郎 同荻原治郎

一 漁業監督取締り状況は計画に対しその実績は上廻っているが、予算に制約されて計画が過少と認められる。即ち、取締り船の年間出動日数は一一〇日の計画で予算措置され、これに対し出勤日数は一二五日でこのうち実際取締りに当つたのは八九日で、その他は観測、調査等でしかも取締り結果漁船の違反操業は六〇件にも上つてゐる。これらの状況からさらに適切なる予算措置を講じ取締り強化と、違反操業の未然防止並びに漁場秩序の確立に配意すべきである。

二 水産振興諸施策については沿岸漁場の改良、水産技術改良普及等、数項目にわたる施策が毎年継続的実施されてきているが、次の点についてはさらに重点的、効率的執行が望まれる。

- 1 沿岸漁場の改良事業として引続き魚礁一八三ヶ沈設と築いそ(岩のり増殖用)三三、〇四平米造成し

ているが、この事業費は国庫負担(三分の一)のほか県は地元負担(事業費の四分の一)を寄附金として従事しているため、勢い財政能力のある地域に施工がへん向する傾向があるので、地元負担は極力軽減

等をかん案し重点的に施工することにつき検討の要がある。

2 沿岸漁業の操業形態の改善施策として漁閑期に漁船の県外出漁を奨励し、三三隻の県外漁撈を行ない、これに対し片道の燃料費四二、〇〇一円を奨励金として補助交付しているが、さらに漁業経営の合理化への促進につき検討を要し、また沖合漁場開発調査に相まつて業界の誘導策については現地機関の監査による説したように積極的対策を講ずべきである。

3 漁村青年育成指導については一二六、〇〇〇円(国庫二分の一)をもつて本年度も引続き地元漁民を対象に先進地の視察を行なつてあるがこれも経費の一部が地元負担となつていて効率的施策につき工夫

検討が望まれる。

4 綱代、境の三種漁港に対する管理条例施行に伴つて漁港管理委員会が設置され、漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議がされているが漁港施設の占用許可事務が遅延していたのと、占用料免除にかかる手続その他占用期間更新等の事務処理は一層厳を要する。

更に早期認承を得て適期施工による経済的效果を図るよう一層努力されたい。

5 伊勢湾台風に伴う漁港災害査定額は一八、二五九千円(七ヶ所)に対し本年度実施額は七、〇一、九二一円(二ヶ所)で三十五、三十六両年度をもつて全部を完了する予定であったが、市町村施工分に伴う査定総額四一、四八七千円(二三ヶ所)に対し本年度施工は僅かに四ヶ所で二、八七六千円(国庫補助額)となつてるので更に国に対し認承枠の拡大につき強く要請し早期復旧を図らしめる要がある。

6 境港魚揚施設の管理については職員三名とその他用務員等二名を駐在せしめ、さらに三十五年度から水産製品検査員二名を配置駐在せしめてあるが魚揚施設使用料の徴収について実態にそぐわない面があるので適正処理ができるよう考究措置されたい。

7 米子養魚場の経営委託にかかる監督指導は実施されないので、速かに根本的解決をなすべきである。なお、三朝養魚場の災害復旧その他についても適切に着工が遅れるため施行適期を失しているので、

調和によつて資金の借入も容易でない現状から、さ
らに現地指導と生産力の増強策について対策を講ず
べきである。

3 負債償還に当つては、償還条件緩和に関する特別
措置法を制定し、三十五年度から適用される予定で
あつたが、これらの事務的処理の促進については遺
憾のないよう期する要がある。

4 開拓融資保証協会に対する出資金は、本年度一五
〇円で累計五一〇千円が県出資総額（外に交付金
一、四〇二、五〇〇円）であるが、出資の増大をは
かつて保証の強化と、融資の積極化に考慮の要があ
る。

四 開拓財産売渡に伴う土地に対する登記事務処理が遅
れおり、本年度末において八、四〇〇筆、二、八〇
〇ヘクタールが未整理となつており売渡後相当期間経

な措置を考究し善処すべきである。

農地開拓課 昭和三十五年十月二十日監査

監査委員 松本利治

同 原治郎

一 開墾建設事業のうち生山地区の建設事業は本年度を
もつて完了している。また、大山地区の附帯工事、高
城地区の道路補修工事は設計変更、その他地元負担能
力等による。事業変更、その他小団地補助工事、開墾
事業、開拓地改良事業等は、いずれも国の財政事情に
よつて後年に執行が繰延べられている。

まだ、建設事業のうち雨滝地区は地区計画の変更が
未承認となつてゐるのでこれらの建設事業の促進につ
いて一層努力を要する。

二 本年度予備地処分計画費として県費（二八三、〇〇
〇円）考慮されているが、これは買収未墾地のうち從
来から不適地として見込まれているものの整理費であ
り、日光地区四三ヘクタールは不用地として処分、真

野原地区一四ヘクタールは不用地として申請中、宇
野地区一七ヘクタールは不用地と認定をうけているが
引続しこれが促進と、処分認定事務にあたつてはさら
に慎重を期されたい。

三 開拓地營農指導につき次の点留意されたい。

1 營農指導員八名（内二名獣医師）と保健婦三名を
開拓地に配し現地指導を担当せしめているが、この
うち六名の指導員は地区農業改良普及所に、保健婦
三名は現地駐在であるが、獣医師三名は現地駐在を
引揚げ、現在所子家畜保健衛生所に定位せしめてい
ることにつき検討を要し、現地診療所の早期建設に
つき善処が必要である。

2 開拓地營農振興五ヶ年計画は本年度三年次を迎へ、
投融资の確保と生産向上及び負債償還等実施面に
計画と相当かけ離れた面があるけれども、近年酪農
経営の確立によつて農家粗収入は一戸当たり二七五千
円、前年対比一一九と伸びてきているようである。
他面、負債の増大に伴う償還計画と生産計画との不

過しているため種々困難な面もあるので、県はこれが
所要経費の予算措置等を講じるとともに早期整理につ
き一層努力すべきである。

耕 地 課 昭和三十五年十月十五日監査

監査委員 松本利治

同 原治郎

井上善一

一 伊勢湾台風等による災害復旧事業の進捗状況は既に
現地機関の監査の際詳細に述べたように、事業の進度
に比較し事業費の確保が不充分であるので国に対し復
旧事業費の割当増加配分を要請し、復旧済事業に対す
る補助金交付の促進を図るとともに、残事業の早期復
旧に一段の努力を要すべきである。

二 本年度末における県営事業の進捗状況は

大沢排水事業 一二七、一〇〇 三五、〇七六 二八
橋津川排水事業 一二五、〇〇〇 一八、七〇八 二五
小鴨川用排水事業 七〇、〇〇〇 一、〇〇〇 一
北条畠地かんがい事業(基本) 二四一、二四〇 一三六、四三〇 五七
湖山畠地かんがい事業(基本) 二二三、六六四 六四、一五八 一〇〇
" (末端) 六四、七四三 六四、一五八 一〇〇
四三五 八〇、四三五 一〇〇
三 団体営施行にかかる耕地事業地区採択に当つては事業の経済効果等総合的見地に立つて決定せられることは勿論であるが、事業効果の認識及び地元負担に対する熱意の喚起に努め計画的重点的推進をなし得るよう指導勧奨の徹底を期されたい。

四 今次災害等の事務処理については現地機関との関連に負うところが大であつて、特に多元的方針を示すこ

で、財政事情等もあつて進捗は遅々としている。県は地元民意を充分考慮し国に対し補助率の改訂並びに事業費の確保を強く要請し地元負担の軽減と、早期完成につき格別の努力を望む。

五 災害復旧事業等に対する補助金交付に当つては、事業団体に対し全額前金払としているが、検査、並びに交付事務その他につき遺憾のものがあつたことは現地機関の監査で指摘したとおりであるが、いやしくも検

査業務は厳正を期し見込み検査等によつて事務的処理することはもつとも诚意を要すべきである。また、事後確認の善後措置等に適切を欠いていたことは厳に注意すべきである。

六 補助事業に対する事務手続きその他交付申請書等に添付する書類を複雑化することは事業主体の事務能率にも影響し、勢いその負担が県に負荷されている現状であるので、更に内容を検討し簡素合理化を図るべきである。

商工課 昭和三十五年十月二十一日監査
監査委員 松本利治
同 荻原治郎
一 設備近代化融資制度によつてその設備総額は四千五百余万円にも昇り県下重要産業の設備近代化が図られているが本制度の対象が商工中金との協調融資でしかも中小企業協同組合の構成員の經營する企業に対する

ものである関係上と、資金枠が僅少のため(県は繰替金六五〇万円)本年度需要申込に対し三割程度の貸付実績である。県の予託を大巾に増額するとともに構成員外の企業に対しては市中金融機関に対し同様協調融資制度を採用し救済することにつき検討が望まれる。

二 中小企業振興資金貸付事業については申込対象分に対し貸付率は四七%で著しく資金枠が僅少であつてしまも新規貸付の余力は全くない実状である。このため新規分は極力前記設備近代化融資制度によつて若干救済されてはいるが、さらに資金の拡大造成については検討を要し、また、貸付後の管理指導及び償還確保等債権管理費は中小企業協同組合指導費で若干考慮されているようであるが、さらに予算の増額考慮につき配意されたい。

三 中小企業相談所の逐年における利用状況は

二 地質図幅調査その他放射能鉱物調査等業務は概ね円滑に執行しているものと認めた。

三 地下資源開発費及び鉱石処理研究費のうち、各節間で相当額の予算流用を行なつてあるが適切な予算執行とは認め難い、今後特に留意を要する。

四 中小企業等協同組合指導費として中央会に対し九〇千円(半額国庫補助)の補助金を交付し、組合の経営指導に当らしめているが活動は低調の如くである。未組織業者の組織化、組合系統指導の積極化について行政指導の徹底を期されたい。

五 県内商品の販路拡張については各種物産展、博覧会

地下資源開発局 昭和三十五年十月二十一日監査
監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

中海日野川総合開発調査局 昭和三十五年十一月
一日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一 本年度執行した鉱業開発調査診断は、マンガン鉱(佐治、用瀬地区)、銅亜鉛(日野地区)、クローム鉱山(倉吉地区)、けい石鉱(智頭地区)を実施するほか、地質調査所の協力のもとに倉吉周辺地域の工業用水調査を併せて実施している。これらの鉱床及び地質調査のうちボーリング等基礎的なものはすべて業者委託によつているが、必要な機具は財政効率の面から県で購入整備し調査業務の完璧を期すべきである。

二 地質図幅調査その他の放射能鉱物調査等業務は概ね円滑に執行しているものと認めた。

三 地下資源開発費及び鉱石処理研究費のうち、各節間で相当額の予算流用を行なつてあるが適切な予算執行とは認め難い、今後特に留意を要する。

四 中小企業等協同組合指導費として中央会に対し九〇千円(半額国庫補助)の補助金を交付し、組合の経営指導に当らしめているが活動は低調の如くである。未組織業者の組織化、組合系統指導の積極化について行政指導の徹底を期されたい。

五 県内商品の販路拡張については各種物産展、博覧会

六 鳥取商工会館内にある県物産館は本年度商品卸売八、二七七件、二六三、一五一円、手数料収入一七、一、七七九円であるが、現況は設置当初の計画とはるかに遠いものがあるので、これが運用、大阪、東京物産展示室との関連等について根本的に検討の要があつたとともに県内生産基盤の造成と、出荷体制の確立に努められたい。

七 県内商品の販路拡張については各種物産展、博覧会

であつて、これが相談内容はそのほとんどが窓口相談で五、一六六件(三十四年度分)を占めており利用者は年々減少している。三十五年八月より法改正に伴い本相談所を経営改善普及所に改組し、普及員制度による経営指導に切り換えているが、この際普及員等的人的整備を図り積極的業務活動を推進せしめるべく行政指導の徹底を期する要がある。

八、二七七件、二六三、一五一円、手数料収入一七、一、七七九円であるが、現況は設置当初の計画とはるかに遠いものがあるので、これが運用、大阪、東京物産展示室との関連等について根本的に検討の要があつたとともに県内生産基盤の造成と、出荷体制の確立に努められたい。

三十二年度	三、〇二〇件	六、〇九九件	三、四〇七件	三、三六六件	一五、八九二件
三十三年度	二、九九七	四、八三六	一、六五七	二、三三九	一一、八一九
三十四年度	二、一八〇	一、九〇八	一、六八六	二、九五二	七、七二六

鳥 取 倉 吉	米 子 境 港	計
三、〇二〇件	六、〇九九件	三、四〇七件
二、九九七	四、八三六	一、六五七
二、一八〇	一、九〇八	二、三三九
一、九〇八	一、九〇八	一、六八六
二、九五二	二、九五二	二、九五二
七、七二六	七、七二六	七、七二六

これらの基礎的調査はこの地帯の産業立地の総合的視野からする将来の開発計画の主軸となるので、諸調査に当つてはさらに慎重を期するよう配意されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便
発行 火、金

印 発者
所 烏取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部月額一二〇円(配送料共)